

会 員 各 位

社団法人 日本住宅建設産業協会
専務理事 田 村 仁 人

小規模共同住宅等の取扱いについて

(財)住宅保証機構より以下のとおり、連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 特定団体認定の小規模共同住宅等における現場検査の取扱い

特定団体認定の小規模共同住宅等について保険契約ができるようになります。
特定団体認定の小規模共同住宅等については、第1回の現場検査を特定団体検査員による検査を行うこととし、現場検査手数料は1回分のみとします。

(1) 対象となる住宅

特定団体の認定を受けた小規模共同住宅等(RC造を除きます。)で、次の要件を全て満たすもの

- ・床面積の合計が500㎡未満であること
 - ・3階以下(地階を含む)であること
 - ・機構が認定した「特定団体が定める品質管理基準」に適合していること
- 分離発注やJV・共同分譲等により連名保険契約による住宅は、特定団体住宅扱いはできません。

(2) 保険料等

- ・割引の対象となるのは、1回目の現場検査手数料のみとなります。
保険料(共同住宅等の保険料が適用されます)の割引は行われません。
- ・協会手数料は一戸建て住宅と同様に、5,250円請求させていただきます。

(3) 事務手続き

提出書類

(: 必須 : 該当する場合必須)

提出書類	備考
1) 保険契約申込書(共同住宅等)	
2) 確認済証及び確認申請書の写し(全ページ)	建築確認を必要としない場合、「確認済証」及び「確認申請書の(写)」の提出は不要
3) 請負契約書の写し	注文住宅の場合
4) 設計図書等一式 付近見取図、配置図、平面図、 立面図、断面図、面積表、構造図、 防水措置の仕様がわかる資料 建築基準法第 68 条の 10 に基づく「型式住宅適合証明書(主要構造部の認定を受けたものに限る。)」の写しを添付する場合は上記「構造図」の添付を要しない 地盤調査(ボーリング調査等)に関する資料	
5) 設計内容確認シート	
6) 建設住宅性能評価引受書の写し	建設住宅性能評価を受ける場合
7) その他機構が指定する書類	

申請手順

- ・ の提出書類を日住協に送付してください。
- ・ 一戸建て住宅と同様に、日住協で書類等のチェックを行います。
- ・ 団体検査員による第 1 回現場検査が完了したら、「**現場検査チェックシート**」を日住協に送付してください。
- ・ 「現場検査チェックシート」と併せて、日住協から担当事務機関へ保険申込書一式を転送します。
- ・ 団体検査員が「現場検査報告システム」を入力する必要はありません。
扱いが特殊なため、団体検査員から「現場検査チェックシート」の提出があるまで日住協で保険申込書一式を保管しています。検査終了後は、早急に「現場検査チェックシート」を日住協に送付してください。

2 . 本件に関する問合せ先

(社)日本住宅建設産業協会 担当：水野・田頭・岩脇 電話：03 - 3511 - 0611